

バドミントンクラブ新治(略称:BCN)後援会 規約

(名称及び事務局)

第1条 名称は、バドミントンクラブ新治(略称:BCN)後援会(以下「本会」という。)と称し、事務局を会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、バドミントンクラブ新治(略称:BCN)(以下「クラブ」という)の活動を補佐し、地域活動及び文化活動を通じて青少年の健全な心身の育成を図るため、会員相互の親睦と理解を深め スポーツ少年団の運営に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条目的達成のため次の事業を行う。

- 1、定期練習(主にバドミントン)時の 体育館の確保
- 2、団員の心身の育成指導と活動援助
- 3、地域内青少年団体及び関係団体との連携と交流
- 4、その他、前条の目的達成に必要な事項
- 5、イベントの企画(合宿 送る会 など)

(組織)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- 1、団員の保護者
- 2、指導者
- 3、その他、この趣旨に賛同する者

(登録)

第5条 本会への加入は、団員登録時に同時に行なわれるものとする。

(役員)

第6条 本団に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1、会長 1名 | 4、指導者 若干名 |
| 2、副会長 若干名 | 5、監事 若干名 |
| 3、理事 若干名 | 6、庶務 若干名 |

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 1、欠員の補充で就任した役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 2、役員任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(役員任務)

第8条 前条の役員は、後援会及び第4条に規定する者の互選により選出する。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、理事は、本会の運営に参画する。
- 4、監事は、会計を監査する。
- 5、庶務は、本会の事務を処理する。

(役員選出)

第9条 会長、副会長、監事は、役員会で選出する。

- 1、役員は、団員の保護者とし、総会で承認を得る。
- 2、庶務は、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が議長となる。

- 1、総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 2、定期総会は、年1回開催し会長がこれを召集する。
- 3、臨時総会は、会長が必要と認めたときこれを召集する。
- 4、役員会は、会長・副会長・理事・指導者をもって組織する。
- 5、会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(会議の議事)

第11条 総会は、次の事項を審議する。

活動計画について
役員選出に関する事
その他役員において必要と認めた事項

- 1 役員会は、次の事項を審議する。

本会の運営に関する事項
総会の付議すべき事項
その他役員において必要と認めた事項

(付記)

- 1: 練習・試合会場及び移動時の怪我や事故については十分注意を払うこととするが、万一事故が起きた場チーム・個人相互(指導者・役員・団員・保護者・運転者)は、責任を負わないこととする。
- 2: 本会則は、2024年4月1日より施行する。

